

長洲町分別収集計画

令和元年 6月18日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量破棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

長洲町においては、1市（玉名市岱明町）3町（和水町、南関町、長洲町）による新しい施設が、平成18年4月から稼動しており、循環型社会の構築のために、今後のごみ処理問題に取り組んでおります。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集及び地域における容器包装廃棄物3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、一般廃棄物排出量の削減を図る目的で、情報提供、環境教育、普及啓発を持続的に実施しながら、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ リサイクル啓発活動による地域住民の意識改革
- ・ 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の軽減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和元年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	216t	215t	214t	212t	211t

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ① 分別収集の実施に当たっては、地区ごとに説明会を開催し、住民の分別収集に対する意識改革及び協力を依頼する。
- ② 環境教育、啓発活動に当たっては、率先して視察等を受け入れ、リサイクルへの取り組み等ごみ処理行政のあり方、方向性等のごみへの認識及び意識改革に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を以下に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミ製容器	缶類
主として 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 ガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもので〔原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く〕	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製容器であって飲料、しょう油を充てんするためのもので	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み（法第8条第2項第4号）

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
主としてスチール製の容器		11.88t		11.81t		11.66t		11.59t		11.51t	
主としてアルミ製の容器		11.88t		11.81t		11.66t		11.59t		11.51t	
無色のガラス製容器		(合計) 40.07t		(合計) 39.82t		(合計) 40.86t		(合計) 40.60t		(合計) 40.36t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
茶色のガラス製容器		(合計) 38.78t		(合計) 38.54t		(合計) 40.67t		(合計) 40.42t		(合計) 40.17t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
その他のガラス製容器		(合計) 9.29t		(合計) 9.24t		(合計) 9.15t		(合計) 9.09t		(合計) 9.04t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		0.22t		0.22t		0.21t		0.21t		0.21t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
主として段ボール製の容器		(合計) 5.44t		(合計) 5.41t		(合計) 6.23t		(合計) 6.19t		(合計) 6.15t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		(合計) 35.70t		(合計) 35.48t		(合計) 35.04t		(合計) 34.82t		(合計) 34.61t	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)
	(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)	(引渡数量)	(独自処理量)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
-------	-------	-------	-------	-------

15,865人 (対前年度比) 99.39%	15,768人 (対前年度比) 99.39%	15,671人 (対前年度比) 99.39%	15,575人 (対前年度比) 99.39%	15,480人 (対前年度比) 99.39%
------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区別	収集・運搬段階	選別・保管段階
スチール製容器	缶類	町による定期回収	組合
アルミ製容器			
無色ガラス製容器	びん類	町による定期回収	組合
茶色ガラス製容器			
その他ガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック	町による定期回収	組合
段ボール	段ボール	町による定期回収	組合
ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	2 t パッカー車	ストックヤード
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	びん類	袋	2 t パッカー車	ストックヤード
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
紙製容器	紙パック	袋	2 t パッカー車	リサイクルプラザ [※] (選別・圧縮施設)
段ボール	段ボール	袋	2 t パッカー車	リサイクルプラザ [※] (選別・圧縮施設)
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t パッカー車	リサイクルプラザ [※] (選別・圧縮施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し、重要な事項

住民からの意見、要望を含めたところで、清掃施設（クリーンパークファイブ）の構成市町である玉名市岱明町、和水町、南関町、長洲町及び組合で協議し、その他容器包

装の分別収集が円滑かつ効率的に実施できるよう推進する。